

令和7年度第26回近畿地方整備幹部と建専連会員団体地方支部長との
意見交換会

日時：令和7年6月25日（水）15:00～16:30

場所：KKRホテル大阪 2階「星華」

【共通テーマ1】

【議題】

「『労務費の基準』の実効性ある活用について」

【趣旨】

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎いたしております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通じて、民間工事を含む全ての受発注現場において、「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の処遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進いただきたいと考えております。

【関西鉄筋工業協同組合 要望】

1つ目の議題として、「『労務費の基準』の実効性ある活用について」ということで説明させていただきます。

昨年度の建設業法等の改正により、中建審が「労務費の基準」を作成・勧告し、受注者

及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）することとなり、その結果、現在「労務費の基準」が職種ごとに策定されることとなり、このことを歓迎しております。

今後は策定された「労務費の基準」が純粋な労務費として元請・下請間の契約において適正に反映されることが極めて重要です。しかしながら、公共工事の落札の基本が安値にあるため、業界側も依然として安値受注から脱却できず、基準が現場で形骸化する恐れもあります。については、本制度の実効性を確保するため、次の2点をよろしくお願ひいたします。

①「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性について、関係者へ広く強く周知・啓発をお願い申し上げます。

②建設Gメン等の活動を通して、民間工事を含む全ての受発注現場において、「労務費の基準」が確実に反映されるよう監視・指導いただくよう強く要望いたします。

これらの取組は、技能者の待遇改善と建設業の持続的発展に資するものであり、建専連としても業界内の意識改革に取り組んでまいりますが、ぜひ国のリーダーシップにより強力に推進していただきたい、お考えください。よろしくお願ひします。

【近畿地方整備局建政部長 回答】

まず最初の1点目、「価格競争から質の競争へ」という意識改革の重要性ということでございましたけれども、私のほうから言うまでもなく、建設業というのは労務費にしづ寄せが行きやすくて、待遇改善に積極的な建設企業が競争上不利な状況に置かれやすいという実態があると考えております。また、ダンピング受注などによって建設業の担い手確保・育成が結果的に困難になっていくということで、ダンピング受注の排除も非常に重要な事柄と考えております。

こういった事情は国としてもよく理解していると思っておりまして、それを踏まえて建設業法の改正が行われたと思っておりますけれども、その改正建設業法の中で受注者及び注文者の双方に対して労務費の基準を著しく下回る労務費等による見積書の作成とか変更依頼を禁止するということになりました。また、受注者による総価での原価割れ契約を禁止する新たな規定も設けられたところでございます。これが今年中に施行されるということです。

これがしっかりと実効性を持つことがおっしゃっていただいたように我々としても極めて

重要な事柄でありますし、標準労務費を実際どうするかというところで、今まさにワーキンググループのほうで、岩田会長にも御参加いただいて、けんけんがくがくの議論をいただいておりますけれども、その議論の行方はこれからもまだあると思いますけれども、いずれにしても今年中には施行されるということですので、そうなってきますと、その実効性を保つのは、1つは建設Gメンの活動になると思っています。関係省庁とも連携しまして調査等も行っていますし、業界団体、公共・民間問わず発注者向けの説明会など、そういった機会も通じまして価格競争から質の競争へということを訴えていきたいと思います。また、建設Gメンの活動を通じてしっかりと市場の監視機能を果たしていきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、2点目は同じような話になってきましたかもしれませんけれども、民間工事を含む全ての受発注現場において労務費基準が確実に反映されるように監視・指導いただくようにということですけれども、労務費の基準をあらかじめ示しまして、これを著しく下回る見積りとか請負契約は下請契約も含めて禁止することになりますし、これによって建設業受注者が労務費の基準を著しく下回る労務費の見積りを行った場合には指導・監督処分の対象になるということです。

また、受注者から見積書を受け取った注文者の側につきましても労務費の基準を著しく下回るほどになるような額への変更が禁じられておりまして、それが建設業者である場合は指導・監督の対象となりますし、違反した注文者が建設業者ではなく発注者である場合につきましても国土交通大臣による勧告・公表の措置の対象になるということでございます。

罰則ではないですけれども、こういったしっかりと牽制するような措置もございますので、ここはやはり建設Gメンがしっかりと活動していくことが重要であると思っておりまして、駆け込みホットライン、あるいは国で行っております書面調査、そういった情報を端緒にいたしまして、建設Gメンは体制の拡充もさせていただいておりますので、この活動は完全施行に伴って本格化すると思っておりますので、しっかりと役割を果たしていきたいと思っております。

【(一社)建設産業専門団体連合会会長 意見】

これは見方も物すごく難しいところではあると思うのですけれども、今労務費の基準ということで基準づくりをワーキングでやっていますけれども、設計労務単価を技能者に流

すということになっているのですね。それは我々ももらったら払いましょうと。その前提には、企業がしっかりと生きていける経費の確保がまず第一ですけれども、どうもこの経費というのが日建連さんのコメントを見ていても適正な利潤をそろそろ示すべきだみたいな、やはりそこに行き着いてきているのですね。何かのポイント、経費がどれぐらいが適正なのかというのが今まだ示されていないので、恐らく労務費を払っていますかということで調査に行っても止まってしまうというか、見えないというか。なので、今経費を幾らでピン留めするかという議論にこれから入っていくのですね。

ところが、これ元請さんは相当抵抗するというか、経費はそもそも会社によって違うのだと。だから、そこは競争するべきなのだとおっしゃるのですね。そうしたら何も変わらないのです。我々は、例えば3万円やるから3万円職人に払え、はい、分かりました、経費は競争だから安いところに出すというと質の悪いところに行くわけですね。経費がかかっているということは、それだけ質がいいということにつながってくると。人を確保して、品質についても安全についてもそういう人たちが現場を回って見ていっているという。そこを高いところと安いところを競争させて、安いという価格の評価をしてしまうと、これは今までと何ら変わらない。我々はそういう体制を取ったところから潰れていかざるを得ない。

受注の機会を失っていくので、ぜひともここは調査をした41%という国が公表されている一定の基準の数値、比率が出てきますので、まずそこでピン留めをしてほしいと。まずそこでピン留めをして、そこから先は、どこが適正か、それはちょっと高過ぎるではないかとか安過ぎるではないかとかというのは、それは団体交渉として、例えば全鉄筋、日本軀体さん、日本型枠さんというような形で団体と団体が交渉したらいいではないですかと。それで適正なところを協議して決めて、発注者に価格転嫁を一緒にていきましょうよという流れを今つくろうとしていますので、これ恐らく元請さんと話をされたときに、いや、それは安くうまくやっているところもあるのだという方もおられると思います。

例えば一例、我々は、私は鉄筋工事業者ですけれども、工場に屋根をかけているところと屋根をかけていないところの経費率は一緒かと。一緒なわけがないですよね。当然投資をしているわけです。それは品質を担保するために、さびないようにするとか、そういうために投資をしている。だから、コスト的に高いからかけていないところを選ぶということになると、質の競争に向かないわけです。ですので、1つの基準として全国平均として41%であれば、やっているところはもっとそれ以上に高いですから、まず41でピン

留めをしてもらって、そこからお金、労務費と経費が決まった段階で、今度は質として同じお金であればよりいいところに出そうと。その質の競争の視点で業者を選ぶという方向に向いていただきたいということを今からけんけんがくがくやりますので、ぜひとも整備局の方にもちょっとその点を、ああ、そういうことかと理解していただいた上で元請さんと会話をしていただければ何か見えてくるものがあろうかと思いますので、お願いします。

【近畿地方整備局長 意見】

ありがとうございます。今会長がおっしゃった意味は、私も非常によく分かります。そのとおりだと思います。元請さんは、実は我々に対しても恐らく経費の問題が次はクローズアップされるべきだと、我々に対しては元請さんもそのように言っているような気がするのですけれども、だから、まさにそこがポイントだと思います。ただ、この問題は考えると非常に難しくて、上限拘束性の話があるのと、それから、突き詰めていくと今調査基準価格が92%というか、その計算式でやっていますけれども、その内訳のところの率も間接費に対しては幾らだとか、92%の議論と多分関連してくるような気がするんですね。

だから、どのぐらいが経費として考えるべきかというところとも連動するので、これを打ち破ろうとすると、今度財務省という大きな壁がありまして、前90から92に上げたのも非常に長い年月をかけて、あるときッと上げたのですけれども、それぐらい単純にはいかないので、そことの議論があって、国全体で考えなければいけないのですけれども、皆さんからも業界全体でそういう声を上げていかないと、なかなか突破するのは非常に難しいところがあるなというのは若干思います。今感想めいて申し訳ないのですけれども。だから、みんなで一緒にやっていくしかないなど。発注者も一緒になってその壁をぶち破るように運動していくしかないかなという気がします。

【(一社)建設産業専門団体連合会会長 意見】

ありがとうございます。私、昨年局長と話をして、こここの場ではなくて懇親会のほうで。それで、総トータルの単価が上がるイコール、財務省は幾らということが決まると、工事量が減るのだと、それを声を上げてくれよと。そのことを私お聞きして、ボリュームを大分上げながらその話はのぶあき先生にもお話しさせてもらっていますし、二階さんにもしましたし、結局そこに来ると思うのです。

私が今ちょっとお願いしたかったのは、元請さんもそういうことを言われる方はおられ

るのですけれども、現場の実態は、多分皆さん、えーっ？ という顔で見ておられるのですね。現場所長は決まった金でやりくりする財務省と全く一緒の思考回路ですので、そのところを法律が変わったのだからこれから変えていくのだぞというのを我々団体とすると、日建連と一緒にやりながら、指導されるGメンの方には、ちょっとここはマインドを変えていかないとというような御指導をいただければと。それで元請さんと一緒にやりたいと思っていますので。

【近畿地方整備局長 意見】

去年まさにおっしゃるとおり、公共事業費、5か年過疎化対策の補正をいただいているという意味では、それはありがたいことですけれども、そこは一定だから、今労務単価が張ってるから発注量が減っていて、結局その総額を上げない限り、財務省は労務単価を上げるのはそんなに反対はしないですよ。一応理屈があれば。それに伴って予算を上げるとなると目の色が変わってくるわけです。

今回 15 兆だったやつが 20 兆にできたではないですか。やればできないわけではないのかなというのもあって、みんなで声を上げていくしかないですね、これは。なので、同じような形で、先ほどの話を突き詰めていくと多分 92% の話に最後は行き着くと思うのですけれども、それを上げていくしかないかなという感じはします。

【関西鉄筋工業協同組合 要望】

受発注という話の中で、民間と公共が当然全く一緒になるとは思っていないのですけれども、この間全鉄筋で、つまらない話になってしまって申し訳ないのですけれども、そのときにちょっと出た話が、公共工事で低入が多いと。その中で見積りをどの段階で 1 人工単価を経費まで見て出すんだというのがゼネコンさんでまず違うと。それが例えば僕らで今言う 1 人工が 3 万 5,000 円とかいう経費を見た分で見ているゼネコンさんと、今みたいに 2 万 5,000 円経費を抜いて見ているところで当然違うと。

そうなったときに、入札の仕方が低入でも取れるような状態で入札していくと、常に安くでしか発注が出ないと。だから、入札の仕方自体を考えてくれという話がちょっとあつたのです。無理な話だとは思うのですけれども。その見積りの段階と 1 人工の単価の値段の入れ方がゼネコンさんやサブコンも含めてばらついている今にあって、公共工事においても各地方の市であったり府であったりというところがなかなか上がっていないのが事実

だと思うので、できればそういったところにも着眼していただきて、公共工事においてはある一定の経費を見た単価で見積りができるような状況を考えていただけたらありがたいなと思います。

【近畿地方整備局長 回答】

多分今実態上、国はもちろん 100% 低入はなしですけれども、さっき言った 92% のところのラインですけれども、それ以下はないですね。それと、多分府県もほぼ低入でオーケーにしているところはないと思うのですけれどもね、県レベルであれば。問題は多分僕は市町村かなと思って、市町村も規模によってもまた違ってくると思うのですけれども、その指導は一生懸命やっていきたいと思います。

【近畿地方整備局企画部長 回答】

市町村のほうもやはりそれぞれこれまでの発注してきた経緯もあるし、特に地元の建設業界との関係もこれまでずっとそういった歴史の中でやってきているところもあるので、なかなか一朝一夕に国がこうしたから合わせろという形にはならないのですけれども、そこは徐々に、やはり担い手側も不足しているというのは共通の事実ですので、ここでの議論にもなりますけれども、土日を休みにしなければいけないといった部分も、徐々に徐々にではありますけれども、市町村のほうも浸透してきており、さっきの価格の話も国、府県も多分大丈夫だと思いますけれども、最低制限価格を設けていますので、それ以下で応札した場合は、かなりがっちり調査をさせていただくことになっていますので、基本的には辞退される建設会社の方がほとんど、100% という状況になっています。あとは、だから、見積りで 2 万 5,000 円とか 3 万円という話になると、やはりその元請から下請にどういうお金が払われているか、そのチェックの話になるかなと思いますので、そこはまた別途そういう取組をしていくということかなと思います。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

G メンが発案される前に、これは四国ですけれども、恐らく今は発注者と元請間のお話ですね。元下間の問題はどうかということだったと思うのですが、その元下間の契約書を入会室を持って行ったのです。もう目の玉ひっくり返っていました。それはどういう契約かというと、社会保険料は外出しだと言つて、見積りの内訳として 75 万円ほど外に書い

てあるのですけども、上は 2,000 万、そのうち 75 万円が社会保険料と。出精値引きが 1,000 万円です。おかしいですよね。こんな現実が本当にあるのですかと。でも、これ見積り、契約書ですから、それで、これはいかんということで、ちゃんと見て回ろうと。これは極端な例ですけれども、結局元下間では普通に、それは市の発注工事です。市の発注であってもそういうことがあるのです。

ですので、これ G メンの方が回ると、こんなことがあったら当然しばかれると思うのですよね。どんどん巧妙化していくわけです。見積書 2,000 万というのは、もうどこかやつておけ、1,100 万円ぐらいにして、100 万の出精値引きで書き直してこいみたいなことで巧妙化されるので、G メンの方に現場に行ってもらったら、一言言ってほしいとお願いしているのは、行って、これは第 1 見積りですよね、書き直させていませんよねということを言って、その上で、いいですよ、専門工事業者の方のところも確認には行きますから、そのようになっているので、第 1 見積りですよねというふうに聞いてもらうと、現場所長は相当びびり上がると思います。これが現実なのです。書き直させられるのですよ。そういうこともあるので、ぜひともそういうきつい目線を持ってお願いしたいと思います。

【近畿地方整備局建政部長 回答】

貴重な情報といいますか、御意見をありがとうございます。G メンの担当者も後ろにおりますので、今の御意見をしっかりと頭に入れて今後の G メンとしての調査に臨みたいと思います。G メンもやはり何か情報の端緒がないと、というところもありますので、先ほど申し上げましたけれども、ホットラインとか、国でやっている書面調査を使ったりもするのですけれども、我々もそういうところをきっかけにしっかりと調査に入りたいと思っております。そして、今おっしゃったような趣旨をしっかりと頭に入れて臨みたいと思います。

【共通テーマ 2】

【議題】

「さらなる適正な工期の設定について」

【趣旨】

建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働

環境にあります。特に建設現場における完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていなければ休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄せられています。扱い手確保の観点から、入職前の扱い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたい。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

①労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

②近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む人もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためにには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

【(一社) 日本型枠工事業協会近畿支部長 要望】

私も要望事項の説明に入ります前に、今も岩田会長のほうからもございましたように、見積りはネゴして最終契約しますと、その端数値引きの見積書に変えるのです。だから、もしそれで調査に入られたときは、最初の値段がどうだったかというのはなかなか分からぬ。元請さんも契約ベースに合わせて、契約単価に合わせた本当に端数値引きの見積書になっているので、非常にそこが分かりにくくなっています。逆に、制度として最初に出した見積りで大きな値引きであればそれを残すというような指導をいただけたら非常にありがとうございます。

それでは、私のほうから要望事項の2つ目について御説明させていただきます。

「さらなる適正な工期の設定について」であります。建設業は、全産業平均と比較して年間労働時間・出勤日数が長く、依然として厳しい労働環境にあります。特に建設現場にお

ける完全週休二日制の導入については、大手元請企業では社員数の充実等により、現場が稼働していても週休二日を確保できているケースが多い一方で、中小企業では工期に制約がある中で、現場が動いていれば休みを取ることが難しいのが現状です。

当会が会員団体加盟企業に実施した調査でも4週8休以上を実現している企業は1割程度にとどまり、その主な要因として、適切な工期が確保できないためとの回答が最も多く寄せられています。担い手確保の観点から、入職前の担い手に対しては4週8休は必須条件となっており、また、時間外労働の上限規制適用などの変化から、効率化を進めてもこれまでどおりの工期設定では施工に無理が生じるため、次の2点をお願いしたいと思います。特に民間工事に対して、これまで以上に工期の余裕が必要となることを啓発願いたい。

まず1つ目といたしまして、労働環境の改善と持続可能な建設業の確立のためには、発注者側の理解促進とともに、国によるさらなる適正な工期の確保に向けた支援・制度整備を強く要望いたします。

2つ目、近年の気候の温暖化に伴い夏季の気温上昇が著しくなっており、このような状況下で技能労働者の労働環境は過酷になってきています。これらを受け、適正な工期の確保とともに、公共工事において8月を休工にするなどの工期設定を試験的に導入していただきたい。

なお、このような施策の実施において、日給月給の技能者にとっては収入が減るので、むしろ休日出勤を望む者もいるとの意見も少なくありません。週休二日制等の推進のためには、平成30年の建専連決議に倣い、月給制への推進に取り組んでまいります。

私は、個人的には4週8休の実施には現場における4週8閉所の完全実施が必要であると考えております。

【近畿地方整備局建政部長 回答】

まず、建政部のほうから前半の御要望についてお答えしたいと思います。

時間外労働の上限規制が昨年度から適用が始まりまして、それを踏まえて昨年3月に発注者側にも遵守が求められる工期に関する基準の改正がありました。それによって、発注者側は受注者が月平均三、四時間という時間外労働規制を遵守可能な工期設定に協力しなければならないとされまして、規制違反を助長しないよう十分な留意が必要と明記されたところでございます。また、こういった基準を制度面から後押しするために、改正建設業法におきまして長時間労働につながる著しく短い工期での契約締結を受注者側にも禁止し

たと。受注者側からの工期ダンピングの禁止と言っておりますけれども、工期交渉の適正化を図ることとしております。

また、これまで時間外労働の上限規制の適用に伴いまして、各府県の労働局で労働時間に関する説明会などを開催しておりますけれども、その説明会に近畿地方整備局としても出席しまして、発注者とか建設業者の団体に対して適正な工期設定に関する周知・啓発を行っておりますし、また、労働局や自治体との連名で発注者団体に対して適正な工期設定、働き方改革の推進に関する要請を行っているところでございます。また、先ほどの話とも重なってきますけれども、これからやはり建設Gメンによる調査も入ります。この実地調査などを通じまして民間発注者に対して適切な工期設定を周知徹底していきたいと考えております。

【近畿地方整備局企画部長 回答】

お手元に意見交換会の参考資料、同じような資料が2つありますけれども、企画部と書いているほうを見ていただければと思います。御提言のありました猛暑日での工期設定の話、それから、8月も休工にするような試験導入というお話でしたが、企画部の資料の1枚目の下に、猛暑日を考慮した工期設定ということで、御案内の方もいらっしゃるかとも思いますけれども、改めて説明させていただきます。

まず、猛暑日の工期設定ですけれども、左側に書いてありますが、過去5年の猛暑日のデータを基に一応猛暑日を設定して、積算上その日は休むという前提で、資料1枚目の下のところをまず見ていただければと思います。左側のほうが積算上どう猛暑日を設定しているかということですけれども、簡単に言うと過去5年の平均で猛暑日を設定して、その部分は休工扱いというか休日扱いにして工期を設定しているという状況になります。

とは言いながらも、右側に書いてありますけれども、まず契約のときの仕様書上は、真ん中の箱に猛暑日は何日と書いてあります。それでも工事に入って、それ以上猛暑日が増えることが当然ありますので、そのときは協議によって猛暑日をカウントして工期を延長することも考えるようにしております。今のところそういう形にしております。

通常一般土木はこんな形でやっているのですけれども、次のページを見ていただくと、あとは、猛暑日の費用ですけれども、2ページ、右下に2と書いてあるところのページで、現場環境改善費用の充実ということで、今年から制度が変わっておりまして、左側は従来ですが、これまで猛暑日、熱中症対策というのは現場環境改善費に一定の率で計上しております。

た。これが今年度から改めて熱中症については別途積み上げをするということになっていますので、必要な費用については見るという形にしております。

これも一般の土木はこうなのですけれども、例えば維持工事みたいなところは、従来現場環境安全費は現場が点々とするということもあったので、率で見なくていいというのがルールになっておりまして、とは言ながらもやはり熱中症の話はありますので、近畿地整としては、運用の中でこれから維持工事についても熱中症の対策については今年度見ているという状況になります。

それから、8月を休工にするという試験導入みたいなお話でございますが、こちらのほうも、これだけの猛暑ですので当然お気持ちはよく分かります。ただ、全体の工期の関係もありますし、その辺どうバランスを取るのかという話は出ています。先ほど4週8休、現場閉所ということで、国のはうは基本的に4週8休、現場閉所ということで、完全土日休み、現場閉所が原則になっています。

ただ、猛暑もそうですけれども、現場が例えば寒冷地みたいなところとか、雨が降るような気候のところとか、完全に土日だけ休むというと現場の作業が滞ってしまうみたいな御意見もありますので、その辺は猛暑も含めてもう少し柔軟に考えていかなければいけないのではないかという話は全国的にも出ています。そういったところの中で、8月いっぱい全部休みになるかどうかは分かりませんが、柔軟に考えることも含めて全国レベルで検討させていただきたいと思っております。

8月は休みだということで魅力的な業界というのは、それは大変魅力的ですけれども、ただ、いろいろな課題があると思いますので、ちょっと検討させていただければと思います。

休みという意見は、というかフレックスはよく聞きますね。やはり日中フレックスにして、別の時間帯、朝晩なのか分からないですけれども、そういう話はお声として結構いただくのですけれども、それを含めてどういうのが現実的に可能かというのは、いろいろと多分検討課題がありそうな気がします。

【(一社) 建設産業専門団体連合会専務理事】

私の田舎は長野県ですけれども、軽井沢町が7月25日から8月31日まで工事の自粛要請というのを町のはうが出していて。うちはぼろ納屋を直したかったのですが、大工が手が

空くからやってくれるということになって、そんなことをやっている町もあるのだなと。暑さ対策ということではないのかもしれないけれども、そういうところの動きを町のほうがやっていて、たまたまそこの現場をいっぱい持っているところは、どうするの?と言ったら、ほかがないから休みだねと言っていましたけれども、そういうこともあるのだなということです。

【共通テーマ3】

【議題】

「CCUSカードリーダー設置の促進について」

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162 万 6,545 名、事業者登録数 29 万 413 社、新規登録現場数 13 万 8,838 現場（令和6年度）、能力評価判定件数 11 万 5,066 件（令和7年1月末）と順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が 29.4%と最も多く、次にゼロ%が 16.5%と続いています。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や本年秋の大規模なシステム改修でCCUSとの連携の強化が予定される建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は 100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたい。

【近畿建設軸体工業協同組合 要望】

「CCUSカードリーダー設置の促進について」、質問させていただきます。ちょっと前略させていただき、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まり、令和6年度末で技能者登録数 162 万 6,545 名、事業者登録数 29 万 413 社、新規登録現場数 13 万 8,838 現場（令和6年度）と、順調に伸びております。

一方で、当会が会員団体加盟企業に実施した調査では、CCUSのカードリーダーが設置されていた現場の割合は、20%未満が29.4%と最も多く、次にゼロ%が16.5%と続いております。特に地方ではカードリーダーの設置が遅れているとの声が聞かれます。

建専連は、CCUSのレベル別最低年収の実現や建退共への着実な課金システムとしてCCUSの本格稼働に大きく期待をしています。特に財政基盤の弱い個人や零細企業では、職人の離職後の福利として建退共は有意義な制度と考えておりますので、地方公共団体発注は100%を初め官民全現場へのカードリーダー設置を義務として進めていただきたいと思います。

私も会社で調べましたら、今CCUSは現実には資格等の確認や勤怠管理は着実にできてるようです。ただ、メリットで挙げられております建退共の作業の簡素化、ペーパーレス化についてはまだ依然として進んでいないようなので、この辺も1つの情報として今御報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【近畿地方整備局建政部長 回答】

御説明いただきましたように、CCUSにつきましては、令和7年5月末時点で166万人の登録に達しているということで、インセンティブ、いろいろなものを導入したり官民一体となって取組を進めた結果、ある程度登録が進んできているのかなと受け止めております。令和5年からは、現場登録とカードリーダーを設置した場合に経営事項審査の加点措置を実施しておりますし、公共工事におけるCCUSの活用を促進するために、地方公共団体が発注する工事におきましても直轄事業におけるモデル工事とか地方自治体の先進事例などを参考に、積極的に制度活用を行っていただけるように我々のほうからも都道府県や市町村に要請を行っているところでございます。

また、安価なカードリーダーの提供、あるいはカードリーダーがなくてもアイフォンによる就業履歴が蓄積できるようなシステムとか、使い勝手を上げるべくいろいろ取組をしておりますけれども、国としてもあらゆる現場、あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施することができるようになしたいと考えておりますので、今後もこのメリットの拡大を通じて活用の拡大を図っていきたいと考えております。

義務化というところまで行きますと、すぐに義務化すべきという答えはなかなか難しいところもありますし、様々な考え方があると認識しております。これにつきましては各業界の関係の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

【近畿地方整備局企画部長 回答】

私のほうから近畿地整の状況、営繕工事は営繕部長から御回答させていただきますが、私のほうは一般土木ですけれども、一般土木は従前から、これは全国一緒ですけれども、WTO以上は義務化の対象でやっていまして、それから、WTO未満でも2億以上の工事については各府県5つぐらいはモデル推奨工事をやってくれというお話をしながら、できるだけそういう形で取り組ませていただいております。あと、今年度からは、WTO以上になりますけれども、PC工事についても適用拡大しております、そちらも活用推奨モデル工事としておりますけれども、徐々には拡大させていただいておりますので、実施の状況を見ながらまた引き続き拡大については検討させていただきたいと思っております。

【近畿地方整備局営繕部長 回答】

直轄営繕工事につきましては、全てのWTO案件と3億円以上の建築工事、2億円以上の電気設備工事、機械設備工事を活用推奨モデル工事の適用対象として取組を進めているところでございます。また、さらなる小規模工事への対象拡大につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

【近畿独自テーマ1】

【議題】

「日本人若年者の入職促進策について」

【趣旨】

建設業ばかりでなく全産業においても深刻な人手不足となっていることは周知のとおりです。建設業においても熟練労働者が引退していく中、新規就労者の確保は困難を極めています。就労者の働き方改革、処遇改善、職場環境の改善など国の施策がやっと始まったばかりですが、まだまだ技能労働者の確保に資する段階ではありません。このような人手不足に対して、目先の就労者確保として外国人労働者の就労が推進され規制緩和が行われています。

建設業中小企業では人手不足は会社の存亡にかかわる問題ですから、日本人新規就労者がいない以上、目先の外国人に頼らざるを得ません。外国人労働者は昨年10月統計で230

万人、今後ますます増加する様相です。各産業における外国人就労者の比率が増大することによる社会問題が今後急増する懸念を感じる次第です。現に昨今、外国人の犯罪増加、高速道路逆走など外国人による事件・事故が目につきます。

また、国際安全保障の不安定さにより、外国人就労者はいつ何どき母国に帰るか分かりません。外国人が帰国することで必要就労者数に大きな穴が開くことになり、その結果、基幹産業である建設産業が機能しなくなり、日本経済の破綻につながる可能性すらあります。昨今では、ベトナム、韓国などの労働待遇が改善され、日本での就労にメリットがなくなっている現状もあります。

やはり国の施策として日本人の労働力を確保することが最優先事項であり、目先の小手先の外国人受入れではなく、働き方改革を凌駕した危機感を持った国としての抜本的な考え方、方針が必要なことは火を見るより明らかです。日本人若者が労働者として入職できるよう、日本国の将来を守る抜本的な方針をお聞かせ願いたい。

【近畿建設軸体工業協同組合 要望】

建設業ばかりではなく全産業においても深刻な人手不足となっていることは周知のとおりでございます。建設業においても熟練労働者が引退していく中、新規就労者の確保は困難を極めています。就労者の働き方改革、待遇改善、職場環境の改善など国の施策がやっと始まったばかりですが、まだまだ技能労働者の確保に資する段階ではありません。このような人手不足に対して、目先の就労者確保として外国人労働者の就労が推進され規制緩和が行われております。

建設業中小企業では人手不足は会社の存亡にかかわる問題でございますから、日本人新規就労者がいない以上、目先の外国人に頼らざるを得ません。外国人労働者は昨年 10 月統計で 230 万人、今後ますます増加する様相でございます。各産業における外国人就労者の比率が増大することによる社会問題が今後急増する懸念を感じる次第であります。現に昨今、外国人の犯罪増加、高速道路逆走など外国人による事件・事故が目につきます。

また、国際安全保障の不安定さにより、外国人就労者はいつ何時母国に帰るか分かりません。外国人が帰国することで必要就労者数に大きな穴が開くことになり、その結果、基幹産業であります建設産業が機能しなくなり、日本経済の破綻につながる可能性すらございます。昨今では、ベトナム、韓国などの労働待遇が改善され、日本での就労にメリットがなくなってきた現状もございます。

やはり国の施策としては日本人の労働力を確保することが最優先事項であり、目先の小手先の外国人受入れではなく、働き方改革を凌駕した危機感を持った国としての抜本的な考え方、方針が必要なことは火を見るより明らかでございます。日本人の若者が労働者として入職できるよう、日本国の将来を守る抜本的な方針をお聞かせ願いたいと思います。

長々といろいろ書かせていただきましたが、要するに、今後日本としては日本人労働者による建設業の存続は諦めるべき問題なのかそうでないのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【近畿地方整備局建設部長 回答】

建設業は他産業を上回る高齢化の影響もありまして、外国人材の活用が重要な選択肢となっているのが現状であると思いますけれども、建設業のインフラ整備の担い手とか地域の守り手としての役割が極めて重要であることは重々認識しております、こういった役割を日本国内の人材を確保しながらやっていく必要があると考えております、これまでも官民一体となって取組を推進してきていると思っております。

処遇改善とか働き方改革の推進によりまして、建設業を給与がよく休暇が取れ、希望が持てる魅力ある産業にしていくことが必要であると考えております、その一環として公共工事設計労務単価を13年連続で引き上げるとか労務費等の賃金支払いの原資が発注者において適切に計上されるように国から発注者に対して要請しているところでございます。

そしてまた、今回の改正建設業法におきましても労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡りとか資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしづ寄せ防止、働き方改革、現場の生産性向上を図るための措置を盛り込んだということでございまして、決して日本人で担い手を諦めるということではないと思っております。むしろそこを何とか確保していくために、このような制度の改正などを行ってきてているということでございまして、今後も官民一体となって取組を進めていきたいと思っております。

【近畿地方整備局企画部長 回答】

私のほうから近畿地整でどんなことをやっているか御紹介させていただくと、また先ほどの資料になりますけれども、5ページ目ぐらいのところに、若手の担い手確保は非常に重要な状況ですので、事務所のほうも含めて、小学生とか高校生、大学生、地域住民等々いろいろな対象にいろいろな形でアプローチをして、いわゆる建設業、建設の仕事とはど

ういうものか御紹介させていただいたり、6ページ目はいろいろな媒体、SNSを使ってということになるのですが、これはいろいろやっていますということです。

あと、近畿でちょっと面白い取組だと思っていたのが、例えばすけれども、建設技術フェアという、毎年秋ぐらいに、各地でもやっていると思うのですけれども、どこか会場を借りていろいろな最新の技術を民間企業さんが展示をするみたいなものをやったときは、日刊建設工業新聞さんと近畿建設業協会さん主催でやっていただいているのですけれども、そのイベントの中で、橋梁、橋の模型のコンテストをやっているのですね。

それは別に一般の企業というか建設コンサル系の若手の方も対象ですし、学生も対象になっていますし、学生なんかは近畿だけではなくて四国とかからも結構幅広く来ていただいている。実際に木製の模型で橋をつくっていただいて、載荷試験をするので、うまくできないと橋がばきっと割れてしまうのですけれども、結構面白く、いろいろなところから参加していただいている。そういう取組をさせていただいたり、あとは、最近の話題でいくと、勝手に局長のやつを使いましたけれども、4ページ目に、整備局長と話してみようということで、これは土木学会の関西支部からお話をいただいて、若手の技術者の方と整備局長が直接お話をする機会を持たせていただいております。

こういったことを通じて、若者を通じてもう少し入職者に広がることもあるかなと思いますし、いろいろな形でこれからも取組を続けさせていただきたいと思っています。御質問をいただいた日本若者が入職するようにすべきかどうかと言われると、それは入職していただきたいと思っておりますので、引き続き頑張りたいというのがお答えかなと思っております。

【近畿建設軸体工業協同組合 質問】

ということは、就業者の増加を進めていけば日本人労働者による建設業の存続は可能と考えてよいのでしょうか。

【近畿地方整備局建政部長 回答】

従来のような日本人がほとんどみたいなことは多分非常に厳しいだろうと思います。ですので、外国人の方を含めてどのようにバランスを取っていくかということだと思っています。あとは、これは個人的な意見ですが、参考程度に聞いていただければと思うのですけれども、最近やはりAIがかなり進んできているので、いわゆるバーチャルな世界とい

うか、我々の仕事もいろいろな文書をコンピューターでつくったりという世界は、昔は人工知能というとクリエイティブな世界は無理ではないかという議論がありましたけれども、もうそんなのは関係なく、絵をつくったり音楽をつくったりプログラムをつくったりしてくれているので、技術的にはいわゆるリアルなものをオートメーション化するというのはなかなかやはりハードルが高いと思うのですね。

ですので、皆さんに行っているような専門的なものは、そういったバーチャルな世界で、AIでもう仕事ができるような世界の方々は、もしかしたら就職する数が要らなくなってくるかもしれない、そういう意味も考えると、やはり日本人も一定程度確保しながら、また、外国の方も確保しながら、うまくそこで現場を回していく必要があるのかなとは個人的には思っています。

【近畿地方整備局長 回答】

給料をがばっと上げれば多分若い子は来ると思う。それが一番僕は効くと思うので、今日の話の1番と関係するのですけれども、それをもっとドラスティックにできるようにしていきたいなと思っています。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

その部分は、欧米並みという表現に私どもも切り替えていっていますので、非常に日本人の給料は安過ぎるので欧米並みにするということと、でも、共生していくこうということは避けられないと思います。鉄筋でも今、現状でも都市部では外国人が3割を超えていますので、下手すると都市部は5年で5割は超えてくると。なので、教える日本人自身ももう減っていくということですので、非常にそこは危機感を感じております。

ですので、ちょっと今国のほうにもお願いしているのは、教育をどうしていくかというのがこれから一番の課題で、それはもう今のような富士のセンターが1個ありますと、そういう次元ではなく、有給で教育をしていく。アメリカもヨーロッパもそうですけれども、ラスベガスなんかは型枠さんと行きましたけれども、4年の教育期間で6,000万稼ぐのですよね。ということは、アッパー、初めは安くて最後のほうが高くなっていくので、2,000万ぐらい教育を受けながら稼ぐという仕組みにしているので、大学に行かずに建設業に行こうという人も増えているというデータがございます。

大学に行かずに建設業に入った人の94%が身内に勧めるのです。こっちに行ったほうが

いいと。ホワイトカラーは、向こうは有期雇用なので肩たたきがあったら不安定だということで、建設は相当先まで需要があるので、これはそっちに行つたほうが安定ということも出ていますので、やはり教育をどのようにしていくか。国家試験、1級技能士ですらマーケットにやってくれと、今日本は委託して頼んでいますのでね。そこはやはりこれから変える必要があると思います。ですので、これからは日本人と外国人がどのように共生していく、どのように役割を変えていくかという方向になっていくかと思いますので、避けようがないと思います。

【近畿独自テーマ2】

【議題】

「現場入場時の外国人労働者の割合について」

【趣旨】

2024年の鉄筋工における全国就労人口調査では、就労人口約3万4,000人のうち約9,700人が外国人就労者という結果になっております。約30%が外国人ということになります。また、この5年間で鉄筋工が約4,000人減少しておりますが、外国人は増加傾向にあります。この状況を踏まえると、今後ますます外国人の割合が増加していくことが予想されます。

そんな中、元請業者からは、日本人1名に対して2名以上の外国人は認められないというケースがあります。これだけ外国人に頼っている現状で、場合によっては外国人を多く配置しなければいけないケースがあり、そもそも人手不足が顕著な今、人員手配がより困難となっております。なおかつ、日本人と同等の待遇や権利が認められている以上、外国人というくくりで制限するがないようにしなければならないと考えます。

上記の制限において、外国人による事故が増加していることが背景にあると認識していますが、教育や指導方法により改善していくべきであり、人数による制限がなされないよう指導していただきたいです。

上記の制限緩和に関して、技能実習制度等で定められた人数以上の配置はしないことを前提とします。技能実習制度では技能実習生5名につき1名の技能実習指導員を配置しなければならないと定められております。

【関西鉄筋工業協同組合 要望】

今のお話とすごく連動があるのですが、ちょっと読み上げさせていただきます。

2024 年度鉄筋工における全国就労人口調査では、就労人口約 3 万 4,000 人のうち約 9,700 人が外国人就労者という結果になっております。約 30%が外国人ということになります。また、この 5 年間で鉄筋工が約 4,000 人減少しておりますが、外国人は増加傾向にあります。この状況を踏まえると、今後ますます外国人の割合が増加していくことが予想されます。

そんな中、元請業者からは日本人 1 名に対して 2 名以上の外国人は認められないというケースがあります。これだけ外国人に頼っている現状で、場合によっては外国人を多く配置しなければいけないケースがあり、そもそも人手不足が顕著な今、人員手配がより困難となっております。なおかつ、日本人と同等の待遇や権利が認められている以上、外国人という一くくりで制限する事がないようにしなければならないと考えます。

上記の制限において、外国人による事故が増加していることが背景にあると認識していますが、教育や指導方法により改善していくべきであり、人数による制限がなされないよう指導していただけないでしょうか。

上記の制限緩和に関しては、特に実習生などでは技能実習制度等で定められた人数以上の配置はしないことを前提としています。技能実習制度では技能実習生 5 名につき 1 名の技能実習指導員を配置しなければならないと定められているので、できればそこを遵守したような指導をしていただけるような形になっていただきたいと思います。

過去にこの場で外国人の 1 年生は入れるなというようなゼネコンがいてますということです、それは避けてほしいというお願いをしたことがあります。それは今皆さんのおかげもあってそういうゼネコンさんはもうないと思っているのですが、先ほど言いましたように 3 年を超えて 4 年目以上は特定 1 号になって日本でも職人さんとしてやっている方々がいる中で、外国人を十把一絡げに日本人と対比する、1 対 2 以上は入れるなと言われると非常につらい現状にあります。未熟者が入りにくいようにというのはよく分かるのですが、それも日本人も含めて指導していきながらやっていくのが必然だと思いますので、どうかそのようなゼネコンさんに対しては、今言ったような比率で入れるなといったような行動・行為がないように御指導いただけたらありがたいです。

【近畿地方整備局建政部長 回答】

外国人材ということで、特定技能かあるいは技能実習かということになろうかと思いますけれども、建設現場への入場に際しましては、特定技能の場合につきましては特定技能制度及び建設就労者受入れ事業に関する下請指導ガイドラインがございます。また、技能実習制度の場合は各元請企業が定める現場入場規定に基づいて入場されるということになります。

特定技能のほうにつきましては、そのガイドラインにおきまして特定技能外国人の現場入場を不当に妨げてはならない旨の定めがございます。したがって、国土交通省では元請を含む建設業団体に対して現場入場を拒否すべき合理的な理由がある場合、在留資格が確認できないとか国交省の認定内容と就業内容とが合っていない、技能の熟練度に照らして当該現場で就労することの危険性が明白であるといった理由がない場合は、例えば書類の確認作業が増えるとか、そういういた不当な理由で断るということがないように要請をしているところです。

また、その要請では、外国人労働者の受入れ企業の現場入場について、安全確保の観点などで入場を拒否するということであれば、その理由については下請企業に対して具体的かつ丁寧に説明を行っていただくようにお願いしているところでございます。ですので、そのように要請を行ってきてているわけですけれども、今日こういった御要望があったことにつきましては、我々としても本省ともしっかりと共有して必要な対応については考えていきたいと思います。

【(一社) 建設産業専門団体連合会会長 意見】

今2つ問題点があったと思うのですけれども、外国人が事故をするということ、これはそもそも現場の特性が伝わっていたのかということもあると思うんですね。その方が悪いのではなくて、日本語で朝礼をやって、日本で安全指示をして、実習生の人は日本語を分かっていると言なながら、あの朝礼の雰囲気で、パッパッパッパッと言っていることが理解できるかというと相当難しいということになろうかと思いますので、この部分については、在り方検討会が立ち上がって、外国人のキャリアパスと一緒にこれからどうしていくかという話の中で、外国人に対する安全指導とかそういうものを今のIT技術であれば変換できるだろうと、もう既に。ポケトークとか、さんまがやっているような、あれは一般的なあれですけれども、専門用語をその中に組み込めばいいけるのではないかと。

それはJ A Cが金を出して、日建連、全建、あと建災防と組んで、安全に対するこうい

う指示をするときはこのように変えていこうというようなことを1回つくてしまえば、後はA Iの技術でどんどん進化していくので、その安全指示についてその外国人が悪いからということは減っていくと思うのですけれども、もう一方の問題の人数制限を解除するという、在留資格を緩和するということだと思うのですけれども、これは業界でもいろいろな意見があります。

というのは、これをもし例えば今1対2を1対5とか1対10にしますということになると、仕事が暇になったときにダンピングの原資に使う業者がたくさん出てくるわけですね。ですので、外国人の労働量をどれだけにするかという議論は今全くないので、アッパー、上限は決めていますけれども、市場の仕事がどれだけあるかということに対応していないので、仕事が減ったときに外国人を入れ過ぎて、もう帰れというわけにいかないので、そのときには、雇用は月給ですから、守るというか金を払っていくために安く取る業者が出てくるわけですね。

ですので、こここの問題については逆に規制を物すごく厳しくしていくと。3人だったものを2人にする。ただし、優良な企業に関してはこの限りではないという緩和をするという、そっち側のほうがいいのではないかというような話が今在り方検討会のほうではあります。そうするほうが法務省も理解していきやすいというか、無条件にどっと広げるということではなくて、そうしてもらうことによって、当然受入れ企業もそうですし、管理団体もイコールで、ピンハネしているような管理団体はどんどん規制を厳しくして、そういうところはやめていって、いい管理団体に人を集めさせていこうという流れにがあるので、この人数の制限も優良な企業に対しては枠を広げるとかいう方向の提案を今しているところです。

【近畿地方整備局長 質問】

ちなみに今いらっしゃる皆さん方の会社で、個社、自分の会社の話で、外国人労働者がいらっしゃるという方はどのくらいありますか。——結構な量になるのですね。分かりました。

ちなみに、その教育というのはどのように。日本語で会話が通じるのですか。

【(一社)建設産業専門団体連合会会長 回答】

これは個社によって違うと思うのですけれども、うちと中川さんのところは一緒で、業

界団体で採っているのです。ですので、採るときに、今フィリピンに変わっていますけれども、元ベトナムなんかでは向こうの日本語学校から採るのです。日本語もある程度しゃべれるだろうと。しゃべれなくても日本語にある程度なじんでいる。そこでもう鉄筋のトレーニングを向こうにいる間にしているのですよ。こっちに来て1か月間、制約がありますので。1か月かな、日本語教育をすると。そこで我々は特色を出そうというので、関西弁ってなかなか通じるようで通じないので、関西弁をその中に盛り込んで、「ほれ」と言つたら「捨てる」ということを彼らは片仮名でしか教えられていないので、そういう教育もやっています。あとは、受入れの協同組合がそれぞれみんな違いますので、そこで特色は出されているのかなとは思いますけれども。